

早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用取扱要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、早島町町制施行130周年を記念して作成したロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(対象事業)

第3条 ロゴマークを使用することができる事業は、当該事業の実施及び当該事業においてロゴマークを使用することにより、早島町町制施行130周年を祝うとともに早島町(以下「町」という。)の魅力を町内外に発信することができるものとする。

(使用承認申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 町が業務のために使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 町内の幼稚園、小中学校が教育の目的で使用する場合
- (4) その他、町長が申請を必要としないと認めた場合

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を承認するときは早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査において使用内容が次の各号の一に該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (5) 営利を目的とし、又はそのおそれがある場合。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用する場合、又は使用するおそれがある場合

(7) 前各号に定めるもののほか、ロゴマークの使用について不相当であると町長が認める場合

3 町長は使用承認に当たって、必要に応じて条件を付することができる。

4 使用は、原則として無料とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、町長が認める場合を除き、前条第1項の規定による承認を受けた日から令和9年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) ロゴマークの使用の承認により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 町が定めた形状、色彩等に従って使用し、改変しないこと。
- (4) ロゴマークを使用して作成した成果物は、速やかに町長に提出すること。ただし、成果物の提出が困難と認められるものについては、成果物の写真をもって代えることができる。
- (5) 使用するロゴマークの著作権及び使用権は早島町に帰属し、同町が専用実施権を有するものであり、当該ロゴマークに関し、第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならない。また、当該ロゴマーク及びロゴマークに類似するマークに関し、使用者は知的財産基本法(令和3年法律第36号)に規定する知的財産権その他の権利を設定、登録してはならない。

(承認内容の変更申請)

第8条 使用者が使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

4 第1項の申請の承認については、第5条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第9条 町長は、使用者によるロゴマークの使用が、この要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマークの使用承認を取り消し、若しくは使用を中止させ、又は、使用物件を回収させる等の措置をとることができる。

2 前項の承認の取消しは、早島町町制施行130周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 町は、使用者のロゴマークの使用に係る損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。前条の規定により使用承認を取り消した場合においても同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第4条第1項関係)



様式第2号 (第5条第1項関係)



様式第3号 (第5条第1項関係)



様式第4号 (第8条第1項関係)



様式第5号 (第9条第2項関係)



別図

早島町町制施行130周年記念ロゴマーク

**HAYASHIMA**



**Anniversary**